氏　名	年齢	制度別	所属団体名及び当該所属団体における地位	略歴	備考
		労働者災害補償保険制度			

（注）1　所属団体名及び当該所属団体における地位の欄には、被推薦者の所属する団体及び当該所属団体における地位が２以上ある場合は、その全部を列挙して記入すること。

2　略歴の欄には、被推薦者の所属し、又は所属していた団体における略歴を記入すること。

公　聴　会

一般ガス供給約款の変更の認可に係る公聴会の開催

一　件名　美浦ガス株式会社申請の一般ガス供給約款の変更の認可に係る公聴会

二　期日　平成二十四年六月十二日　午後二時から

三　場所　美浦トレーニング・センター　厚生会館（茨城県稲敷郡美浦村美駒二千五百番地二）

四　事案の要旨

1　一般ガス供給約款の変更（総括原価見直しによる料金改定）

2　詳細は、関東経済産業局資源エネルギー環境部ガス事業課（埼玉県さいたま市中央区新都心二番地一　さいたま新都心合同庁舎二号館）及び美浦ガス株式会社（茨城県稲敷郡美浦村興津千二百九十九番地）において閲覧に供する。

五　その他

1　公聴会に出席して意見を述べようとする者は、別記様式により、住所（郵便番号及び電話があある場合は電話番号を付記すること。）、氏名（ふりがなを付すこと。）、職業（団体又は企業にあっては、その名称、所在地及び代表者の氏名並びにその団体又は企業を代表して意見を陳述する者の氏名（ふりがなを付すこと。）及び職名）及び意見の概要を記載した関東経済産業局長あての意見陳述届出書（一人一通に限る。）を作成し、封筒の表に「美浦ガス株式会社関係公聴会陳述希望」の旨を記載して、平成二十四年五月二十八日までに関東経済産業局資源エネルギー環境部ガス事業課（郵便番号三三〇―九七一一　埼玉県さいたま市中央区新都心一番地一　さいたま新都心合同庁舎一号館）に到達するよう提出すること。

なお、意見陳述の届出が多数の場合は、関東経済産業局長が意見を述べることのできる者を指定の上、その旨を届出者あてに通知する。

2　傍聴を希望する者は、郵便往復はがき（住所、氏名及び「美浦ガス株式会社関係公聴会傍聴希望」の旨並びに返信用はがきのあて先を必ず明記すること。ただし、一人一通に限る。）により、平成二十四年五月二十八日まで関東経済産業局資源エネルギー環境部ガス事業課（郵便番号三三〇―九七一一　埼玉県さいたま市中央区新都心一番地一　さいたま新都心合同庁舎一号館）に到達するよう申し込むこと。

なお、傍聴申込みが多数の場合は、抽選により傍聴者を指定の上、その旨を申込者あてに通知する。

3　公聴会が前記第二号の期日中に終了しないときは、翌日以降も続行する。

4　期日までに意見陳述届出書の提出がない場合は、公聴会は開催しないものとする。

様式

意見陳述届出書

関東経済産業局長　殿

届出者　氏　名（ふりがな）

（郵便番号）

住　所

（電話番号）

職　業

美浦ガス株式会社申請の一般ガス供給約款の変更の認可に係る公聴会に出席して意見を述べたいので、次のとおり意見の概要を付して届け出ます。

（意見の概要）

備考

1　届出書の用紙の大きさは、できる限り日本工業規格Ａ４とすること。

2　意見の概要は、できる限り所定の欄に記載することとし、意見の詳細を記載する場合には、別紙に記載して届出書に添付すること。

3　団体又は企業の場合は、氏名の欄にはその名称、代表者の氏名及びその団体又は企業を代表して意見を陳述する者の氏名（ふりがなを付すこと。）を、住所の欄にはその団体又は企業の所在地を、職業の欄にはその団体又は企業を代表して意見を陳述する者の職名を記載すること。

公　告

諸　事　項

工場財団

白井市河原子319番地６**株式会社エコ・エナジー・ジャパン**の白井市河原子字天神前319番地６株式会社エコ・エナジー・ジャパン白井工場についての工場財団所有権保存登記申請に係る動産につき権利を有する者、差押、仮差押又は仮処分債権者は、本日から32日以内に権利を申し出て下さい。

平成 24 年５月 21 日

千葉地方法務局成田出張所

有権者申出方

元当局所属公証人西原和文の身元保証金還付につき、その上に権利を有する者は、本公告掲載の日の翌日から６か月以内に当局に申し出てください。

平成 24 年５月 21 日　　山口地方法務局

土地家屋調査士懲戒処分公告

下記の者については、土地家屋調査士法（昭和25年法律第228号）第42条第２号の規定に基づき、平成24年５月11日から２か月の土地家屋調査士業務の停止の処分を行ったので、土地家屋調査士法第46条の規定に基づき、公告する。

平成 24 年５月 21 日

岡山地方法務局長　祐名三佐男

記

氏名　江草　生典

所属する土地家屋調査士会　岡山県土地家屋調査士会

登録番号　岡山第1083号

事務所の所在地　岡山市北区平野622番地の22

違反行為　他人による業務取扱い等

相続財産管理人の選任

次の被相続人について、相続人のあることが明らかでないので、その相続財産の管理人を次のとおり選任した。

平成２４年（家）第９８号

群馬県沼田市井土上町1153番地

申立人　見城忠太郎

本籍群馬県沼田市井土上町1166番地、最後の住所本籍に同じ、死亡の場所群馬県沼田市、死亡年月日平成16年７月19日、出生の場所群馬県利根郡糸之瀬村、出生年月日昭和23年２月６日、職業不詳

被相続人　亡　鈴木　敏夫

群馬県沼田市岡谷町438番地

相続財産管理人　大島　　和

前橋家庭裁判所沼田支部

平成２４年（家）第７００５６号

東京都大田区南蒲田３丁目１番17号　石井幸一郎方

申立人　石井　幸子

本籍東京都大田区蒲田５丁目12番地１、最後の住所東京都大田区南蒲田３丁目１番17号石井幸一郎方、死亡の場所東京都八王子市、死亡年月日平成11年４月５日、出生の場所愛知県知多郡内海町、出生年月日明治42年３月19日、職業不詳

被相続人　亡　石井ともゑ

事務所東京都世田谷区代沢５丁目18番５号

相続財産管理人　弁護士　巻淵眞理子

東京家庭裁判所

平成２４年（家）第７０２５６号

東京都練馬区南大泉１丁目19番３号

申立人　上村　一郎

本籍東京都世田谷区祖師谷３丁目505番地、最後の住所東京都世田谷区祖師谷３丁目39番13号、死亡の場所東京都世田谷区、死亡年月日推定平成23年４月21日頃から30日頃までの間、出生の場所千葉県千葉郡津田沼町、出生年月日昭和27年６月５日、職業無職

被相続人　亡　大伴　久子

事務所東京都港区虎ノ門３丁目10番４―810号山口雅主法律事務所

相続財産管理人　弁護士　山口　雅主

東京家庭裁判所